時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢八厘

時事新報

支那に關する西洋人の意見（一昨日の續き）

ドクトル、シモンズ原文伊吹雷太翻譯

亞細亞洲中尤も伶悧活潑にして富強なる國を日本支那の二國とす西方の野蠻人種が（西洋諸國を指す）一たび兵力を假り武威に藉りて無理に長鎖の國門を開かしめたる以來此二國は西洋諸國と交通を始め文明利器の輸入に熱中して改進的の競馬場裏に輸贏を爭ひ共に奔馳するとあれり然るに日本は敏捷なるとは年少くして足健み踊躍奔逸する駿馬の如く支那の持重なるとは體重くして氣鈍く緩々徐步する巨象に似たり左ればにや巨象の支那は日本に先つて早く國を開き西洋諸國と交通せしにも關はらず西洋文明の風俗習慣幷に文學を採用して自國を改良するに敏ならずして後進の駿馬たる日本國に先鞭を着けられ其後に瞠若たるもの丶如し近時日本國の長大進步は實に驚くべき程にして其人民に充分なる榮譽として誇稱すべき價値あると素より論を待たざる所なれども又支那が改進に遲々たるにも自ら其故あるとなれば敢て漫に他を輕蔑するとなくして時に或ハ自國今日の急劇變化ハ自國の民度に適應し經濟の大義と一致して安全なるや否を反省せざる可らざるとと信ずるなり、甚だ氣の毒なる申分なれども日本人が支那國と云ひ支那人民と云へば一概に輕蔑し去る所以ハ或は支那の事情に暗くして其國は果して如何なる版圖と保ち如何なる富を有し如何なる人種より成立つものゝを能く知了せざる故にはあらざるか殊に少年書生の人々は支那を見下すと其實を過るの弊に陷て其國は野蠻あり其民は野民なりと速了し野國野民の事實を調べ知るも更に無益の勞にして大人君子の爲す可き仕事に非ずなど云ふ甚だ誤りさる感想より支那の事をば一切放擲し去て不知の病に罹りたる爲めにはあらざるかを疑はざるを得ざるなり

抑も日本支那の二國は地理上より見るも唇齒相依り雙輪相輔るの國柄なれば共に友誼を厚し和親と深くし以て東亞連衡獨立の基礎を鞏固にそることそ何より以て必要事なるに唯互に自他の事情に通曉せざる爲め徒に他を蔑如し或は無益の嫉妬を釀して陸海軍備に莫大の金を費し民力を枯渇せしめ以て互に其隙を覘ひ忌疑枕を高する能はざるとと恰も歐洲列國今日の有樣の如くならんには實に嘆かはしき道理ならずや左れば日本の政治家たるものは殊に深く支那の國勢國情國風を熟知し其政府の組織官吏の性質幷又其國現有の富盛より將來の富源に至るまで能く詳悉して兩國の交際と圓滑にそ以て平和と維持するとと勉めざる可らず。上に述へたる如く日支の兩國は何事にまれ利害を一にし休戚を共にする唇齒輔車の間柄なれば互に一致結合して歐洲諸强國が常に抱有する東亞侵略の策と斷念せしめざる可ざる次第は巳に明白なれば予は進て兩國人民に忠告せんとす凡て兩國の交際を密にし平和を保つ爲めには如何なる面倒なる事柄にても厭はずして互に相讓り相忍ぶ可し決して些末の事件よりして忌疑怨恨敵意と生して鬩牆の爭をなし外侮を招くの端と開く可らざるなりと

又支那貿易は日本國に尤も大切なるものなれば其局に當る日本の商人たるものハ能く支那の國狀と知り其殖產興業商賣の有樣は今日如何なる點に達して其人民の嗜好其國の需要は果して如何なるものかを吟味し我國に餘りある此品は輸出す可し彼國の特產其品ハ輸入可しなど丶殘る隈なく詮索せざる可らず殊に今日の日本は支那と同產物なる生絲茶の二品を歐米市場に輸出して其製造の巧拙、商賣の熟練、價額の廉直を爭ひ信用と海外に博して支那人の花主を奪ひ以て商權を一手に握りて富國の基を開く可き大事の位置に在るものなれば取りも直さず支那は商友否商敵なりと云ふべし凡ろ敵を敗らんと欲せば先づ敵勢と詳にせざる可らず日本商人が支那現時の殖產興業商賣の有樣より將來の風向如何なるやを了知し以て自家の改良と圖り後れを歐米市場に取らざるとを務むるは目下の一大必要事なりと信ずるなり上來述べ來りたる如き場合に置かれさる日本人民にして更に支那の現狀に頓着せずして其有樣に不案內なると今日の如くなるは實に言語同斷沙汰の限りにして遂入りたる次第なれども又一概に咎む可らざる事情のありと申すは支那に關して詳悉なる記載を與へたる善良なる書籍に乏しき是なり今日日本に存在する支那ハ書籍は概ね古代の經史碑書にして現政府の組織、官吏の性質人民の貧富幷に殖產興業商賣風俗習慣氣候地理山川の事柄迄編と逐ひ章を重ねて規則正く記述しさる眞に有益の良書あると聞かず偶ま一二ありとそるも淸人の手に成りたる放逸無稽信を置くに足らざるもの丶如し顧みて西洋諸國の意向と見れバ支那は多望なる國柄にして其國の智識を有するは甚だ必要事なると知り西人の衆目一に此に集まり隨て身自ら支那に遊で深く內地に入り內情を探り目親心感の事實を筆にして有益の書を著したるもの甚多し左れば日本の學者は此等の西籍より支那の事實を細譯するの勞を惜まずして一般人民に支那國支那人民の眞狀を知らしめ政治上に商賣上に共に休戚利害の感を同する良友國なり兄弟國なりとの事實を會得せしめなば今後支那との交際を助けて圓滑ならしむる甚大なる可し日本人民たるものも又今日の如く隣家の事情に疎きハ謂れなき次第なれば遠洋數千里と隔たる西洋諸國の國狀を知るに費す其時間の一部分を割愛して近く一葦水に隣する支那國の事を詮索するに用ふるを惜む可らざるなり予は今此文を結ばんと欲するに當り一言せざる可らざるものあり一般に世人ハ知る如く支那の人民は其政府の官吏よりも更に頑冥保守にして政府改進的の方向を障ぐると多し近時の一奇話ある彼の鐵道敷設の工事の如き人民私有の墳墓に會ふときは人民は囂然不平を鳴して政府の命令に從ひ其墳墓を他に移すとなくして反て鐵道をして迂路を取らしむるの一例を見ても知るべし然れども事の裏面より能く其事實を考るときは君主獨裁の政府猶且人民の私權を重んじ人民も又能く政令の爲めに放漫に私權を枉げざるハ徵證として見るべし文明國の人民が政府の法令と雖も人民の私權を害して其頭上に難澁苦痛を持ち來す如きものならんには公然政府に反對して其政令を廢止せしむるの一義に適ふものと云ふ可し

（完）

官報

〇海軍省令第二號

明治二十年（一月）省令第三號海軍下士卒家族扶助金給與規則第一條左ノ通改正ス

明治廿一年二月二日　海軍大臣伯爵西鄕從道

第一條　海軍志願兵徵募規則海軍々樂員條例及海軍艦內敎授筆記採用規則ニ依リ出身シタル者現ニ下士卒ノ職役ニ服スル間ハ家族扶助金トシテ其家族ヘ一箇年ニ金十圓ヲ支給ス但單身戶主タル下士卒ノ附籍者及單身戶主タル下士卒ノ附籍者及單身戶主タル下士卒チ附籍セシメタル者ニハ支給ノ限リニアラス

〇茶業組合會議所設置方の件に付伺指令　本年一月十四日を以て神奈川縣より農商務省へ昨年十二月省令第四號と以て茶業組合規則を定められたるに付ては管下各郡區に組合を設け便宜の地に聯合會議所を設置すべき等なるが管下橫濱區の如きは各郡と全く其營業の性質種類と異にそるに由り到底共制を區別せざれば整理致し難きに付該會議所郡區各別に設置致させ然るべきや但各組合設置の上は一應協議せしむべき見込なりと伺出でたる處一月二十八日付同省より伺の趣聞屆く旨指令せり

〇月食實測　一月二十九日午前六時三十分に於て二分二厘の月帶食ありしを以て地理局觀象臺に於て其の觀測を試みたるが同夜は陰雲天と蔽ひて月影常に朦朧たりしか午前五時頃に至り西方地平線上僅に蒼天を現はし初めて月光の明潔なるを親たり爾後屢々陰雲來りて之を遮蔽せしも幸に初虧の頃は蒼天中にありて能く之を實測そるを得たり共時刻左の如し

一月二十九日午前六時三十分〇〇秒

共より十三分程を經て月體は殆んど二分餘の食を帶びながら地平線下に沒了したり（內務省）

雜報

〇クリスピー氏の言行　伊國總理大臣クリスピー氏の爲人に就ては昨日の本紙上に記載せる通りなるが尙ほ聞く所に據れば氏は常に伊國統一の偉業に功勞ありたるガリバルディ氏を慕ひ氏の言行を賞擧すること甚だしと雖どもカボール伯には尊敬を失はざるまでにてガリバルディ氏に對するが如き心服の樣子なし氏の記臆力は實に非凡なるものにて小事變と雖ども悉く之を記臆し伊國革命の際に盡力したる人々の姓名抔は能く心に銘し居れり茲に氏の常に忘るゝこと能はざるものは氏がハレルモの國會議員たる位地を失ひたる後ち右黨の黨員より駁擊を受けたる事と伊國王ヴィクトルヱマニウルの崩じたる後ち氏の內務大臣となるを妨害そるの目的にて左黨中の數派が氏に反對したる事なり氏は伊國現行制度の最も尊敬そべくして今の政府を奉ずるは欠く可からざる必要なる旨を主唱し新聞は勿論言語行爲を以て其品位と高尙ならしめんと勸め居れり又英國の憲法ハ氏の最も感賞する所にしてチユリンに於て近頃開きたる宴會の席に於て英國の如き國會は立憲政治の最良の仕組なる旨を演べたるよしなり

〇布哇紀行（前號の續き）

諸商會の有樣

商會の數　千八百七十六年以來砂糖產額の增殖するに從ひ商社の數亦一般に增加し尙陸續與起の勢と示し或は現に計畫の最中なるもの有り或は計畫既に調ふて家屋ハ建築に着手せるものあり建築既に其功を竣へ開業の廣告を揭ぐるもの等陸續輩出する趣なりと雖ども今暫く斯の如きものを除き現に營業せるものゝ中樓指するに足るべきものと擧ぐれば則ち其數九十六內砂糖會

社三十六、耕
會社三、鐵道
營むもの三十
スプレツクル
なるクロース
廿萬弗と醵
丶府中ビシヨ
て其營業は甚
感せしに此新
寶銀行之を見
幣の流通頓に
めたるに依ん
爲し布民一般
流通貨幣
は合衆國金貨
紙幣を三十
十弗の紙幣
傳話機會社
もの三、ホ
非常の利益
を平均し目下
金五弗なり
會社の事務
り之を視るに
拘はらす其
丁の案內に依
に先り各戶
從事し又傍
を整理し
を使用そる
總て他の商
く所なり

日本の商店
したるの際我
んが爲先衣食
に一商店を
したるを以て
然らざるも
社運意の如く
も測るべから
航の汽船なく
ざるに因るも
之れに關する
需用の供給
の損失なる
のと信ずる
るに至れば
等の商賈に
店あり之雖
を後悔そる
甘蔗培養の
るは千八百
ンなるもの
我十二萬坪）
嚆矢とす然れ
の後二年を經
國ヲツドと稱
コロワ地方
りと雖ども
にして之と
するに至らさ
淸結品等の
規發明の機械
そと云ふ

砂糖の產額
ケーンと稱し
薬長大節間
有すると極め
適するもの
るに至りさ
捗と致しさる
待さずと雖ど